

広島市告示第130号
令和3年3月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・ビッグ安古市店

(2) 所在地 広島市安佐南区大町東三丁目1320番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役 平尾 健一

広島市南区段原南一丁目3番52号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,938㎡

(変更後) 8,602㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数
1	ザ・ビッグ建物南側別敷地屋外駐車場	39台
2	ザ・ビッグ建物敷地西側屋外駐車場	2台
3	ザ・ビッグ建物敷地北側屋外駐車場	7台
4	ザ・ビッグ建物屋上駐車場	136台
	合計	184台

(変更後)

	位置	収容台数
1	ザ・ビッグ建物南側別敷地屋外駐車場	39台
2	ザ・ビッグ建物敷地西側屋外駐車場	2台
3	ザ・ビッグ建物敷地北側屋外駐車場	7台
4	ザ・ビッグ建物屋上駐車場	136台

5	Jゾーン大町敷地西側屋外駐車場	4台
6	Jゾーン大町A棟1階駐車場	10台
7	Jゾーン大町敷地東側屋外駐車場	36台
	合計	234台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
ザ・ビッグ建物1階南西側屋外	25台
ザ・ビッグ建物1階南東側屋外	40台
ザ・ビッグ建物2階北東側屋外	20台
合計	85台

(変更後)

位置	収容台数
ザ・ビッグ建物1階南西側屋外	25台
ザ・ビッグ建物1階南東側屋外	49台
ザ・ビッグ建物2階北東側屋外	20台
Jゾーン大町A棟1階北側屋内	31台
Jゾーン大町A棟1階北側屋外1	10台
Jゾーン大町A棟1階北側屋外2	6台
Jゾーン大町A棟1階西側屋外	46台
合計	187台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

	位置	面積
1	ザ・ビッグ建物1階北東側	86.0 m ²
	合計	86.0 m ²

(変更後)

	位置	面積
1	ザ・ビッグ建物1階北東側	86.0 m ²
2	Jゾーン大町A棟建物北東側	50.0 m ²
3	Jゾーン大町A棟建物南東側	32.0 m ²
4	Jゾーン大町B棟建物北側	30.0 m ²
	合計	198.0 m ²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置	容量
ザ・ビッグ建物1階屋内北側1	22.08 m ³
ザ・ビッグ建物1階屋内北側2	15.59 m ³
ザ・ビッグ建物1階屋内北側3	5.00 m ³
合計	42.67 m ³

(変更後)

位置	容量
ザ・ビッグ建物1階屋内北側1	22.08 m ³
ザ・ビッグ建物1階屋内北側2	15.59 m ³
ザ・ビッグ建物1階屋内北側3	5.00 m ³
Jゾーン大町A棟1階南東側	12.50 m ³
Jゾーン大町B棟建物南東側	6.70 m ³
Jゾーン大町D棟建物南側	2.00 m ³
合計	63.87 m ³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻	
午前7時00分	午後9時00分	但し、1階フロア（食品関連売場）のみ午前7時開店。 その他の部分は午前9時開店。 但し、年間30日は午前8時30分開店。

(変更後)

開店時刻	閉店時刻	
【ザ・ビッグ棟】 午前7時00分	午後9時00分	但し、1階フロア（食品関連売場）のみ午前7時開店。 その他の部分は午前9時開店。 但し、年間30日は午前8時30分開店。
【Jゾーン大町 敷地内店舗】 午前9時30分	午後9時30分	

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	時間帯
1、2、3、4	午後6時30分～午後9時30分

(変更後)

駐車場	時間帯
1、2、3、4、5、6、7	午後6時30分～午後10時00分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口
1、2、3、4	各1箇所
合計	4箇所

(変更後)

駐車場	出入口
1、2、3、4	各1箇所
5、6、7	3箇所
合計	7箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	時間帯
1	午前4時～午後10時

(変更後)

荷さばき施設	時間帯
1	午前4時～午後10時
2、3、4	午前6時～午後10時

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

令和3年11月23日

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

令和3年3月23日

イ 駐輪場の位置及び収容台数

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

令和3年11月23日

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

令和3年11月23日

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

令和3年3月23日

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

令和3年11月23日

5 届出年月日

令和3年3月22日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和3年3月26日から同年7月26日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和3年7月26日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課